

# ●忘れてないかあの診療 症例研究 ●落としてないかその点数

## 歯ぎしりの患者に対する口腔内装置

2018年4月改定で取扱いが変更された歯ぎしりに対する口腔内装置について、解説する。

患者：32歳・男性  
主訴：左下の奥歯が尖っていて、舌がこすれて痛い。  
所見：7の咬合面にファセットが認められる。  
傷病名：歯ぎしり  
施設基準：歯初診、明細、外来環1、補管

月日	部位	療法・処置	点数
10/5		初診	237
		外来環1	+23
		2週間程前から左下奥歯に舌が当たり気になっていた。3日ほど前から舌がヒリヒリし鏡で見ると舌の脇が赤くなっていた。	/
		3年前に結婚してから家族に時々歯ぎしりをしていると指摘されていた。	/
		7の咬合面にファセットが認められる。	/
		歯科疾患管理料 (歯管) <b>注①</b>	100
		文書提供加算 (文) <b>歯管文書提供</b>	+10
		口腔内装置の製作など管理計画を説明し同意を得る。	/
		口腔内装置は熱可塑性樹脂シートを軟化させて製作し、咬合関係を付与する。	/
	7	咬合調整 (咬調) <b>注②</b>	40
		歯ぎしりにおける歯の削合。	/
	7	印象採得 (寒天+アルジネート) <b>注③</b>	42
		咬合採得 (ワックス) <b>注④</b>	/
10/12		再診	48
		明細書発行体制等加算 (明細)	+1
		再外来環1	+3
	7	口腔内装置2 <b>注⑤⑥</b>	950
		口腔内装置調整 (調整内容 略) <b>注⑦</b>	/
10/19		再診	48
		明細	+1
		再外来環1	+3
	7	口腔内装置調整 <b>注⑧</b>	120
		3の咬合部にレジンを添加、咬合調整。	/
10/25		再診	48
		明細	+1
		再外来環1	+3
	7	口腔内装置調整 (調整内容 略) <b>注⑨</b>	/
11/1		再診	48
		明細	+1
		再外来環1	+3
		歯管 (管理内容 略)	100
	7	口腔内装置調整 (調整部位・方法 略) <b>注⑩</b>	120

### 《解説》

**注①** 歯ぎしりのみでも、継続管理を行えば歯科疾患管理料を算定できる。

**注②** 咬合調整は、同一初診期間中に、下記表の区分と算定単位に応じて、9歯までは40点、10歯以上の場合は60点のいずれかを算定する。

また、算定の際はレセプトの摘要欄に記載が必要であり、この場合は「**□ 歯ぎしりに対する歯の削合**」などと記載する。

区分	算定単位	記号	区分
①	イまたは □を 1回限り	イ	歯周炎に対する歯の削合
		□	歯ぎしりに対する歯の削合
②	1回限り	ハ	荷重圧を受ける歯の切縁、咬頭の過高部の削除または他院で製作された金属歯冠修復物などの過高部の削合
③	1回につき	ニ	義歯新製または義歯修理時の鉤歯と鉤歯対合歯のレスト製作のための削合
④	1回限り	ホ	咬合性外傷を起こしているときの過高部の削合および歯冠の形態修正または咬傷を起こす場合の形態修正

**注③** 歯ぎしりに対する口腔内装置を製作する際に印象採得を行った場合は、印象採得42点を算定する。

**注④** 歯ぎしりに対する口腔内装置を製作する際に咬合採得を行った場合は、口腔内装置1を製作する場合のみ咬合採得 (187点) を算定できる。口腔内装置2又は3の場合は算定できない。

**注⑤** 歯ぎしりに対する口腔内装置は、製作方法により3種類に分かれる。本症例では、熱可塑性樹脂シートを軟化させて咬合関係を付与したため、口腔内装置2に該当する。

### ○歯ぎしりに対する口腔内装置

装置 (装着料含む)	印象採得	咬合採得	調整料 月1回	修理	
口腔内装置1	1,650点	42点	187点	120点	234点
口腔内装置2	950点	42点	-	120点	-
口腔内装置3	800点	42点	-	-	-

口腔内装置1：義歯床用アクリリック樹脂により製作された口腔内装置

口腔内装置2：熱可塑性樹脂シートなどを歯科技工用成型器により吸引・加圧して製作または作業模型に常温重合レジンなどを圧接して製作された口腔内装置で、咬合関係が付与されたもの

口腔内装置3：熱可塑性樹脂シートなどを歯科技工用成型器により吸引・加圧して製作または作業模型に常温重合レジンなどを圧接して製作された口腔内装置で、咬合関係が付与されていないもの

**注⑥** 歯ぎしりに対する口腔内装置を装着した際は、レセプトの摘要欄に「**□ 歯ぎしりに対する口腔内装置**」と記載する。

**注⑦** 歯ぎしりの口腔内装置を装着した日に調整を行っても算定できない。

**注⑧** 口腔内装置1又は2の装着日の翌日以降に咬合関係などを検査して、咬合面にレジンを添加又は削合により調整を行った場合は、1口腔につき月1回に限り120点を算定できる。

カルテには調整の部位、方法などを記載する。

**注⑨** 同月中は再度調整を行っても、調整料120点を算定できない。

**注⑩** 月を異にすれば、調整料120点を算定できる。

\* 実態に即してご請求下さい \*